

岩国市議会議長 桑原敏幸 殿

平成29年11月27日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



市議会の議事運営について（要請）

岩国市議会の議事運営が、法律に基づき適正に行われるよう、下記の通り、要請する。

記

議会の意思は多数決によって決定されるが、例え多数決であっても、法律に反する決定ができないことは言うまでもない。「不信任決議案は、すべての案件に優先して審議する」のが、国会や地方議会を問わずすべての議会の根本原則であり、多数決によって日程追加をせず、いわば門前払いをすることは、法律上許されない。

今後、不信任決議案が提出された場合には、直ちに日程に追加し、優先的に審議すること。